

非常時の臨時休業措置について

本校の、非常時における臨時休業措置については、以下のように規定されているので確認してください。

1 交通機関のストライキ等に伴う臨時休業措置について

東武アーバンパークライン、柏・船橋間が不通の場合について、次のとおりとする。

- (1) 午前7時までに運転を再開した場合は、平常授業とする。
- (2) 午前10時までに運転を再開した場合は、第4限よりの授業とする。
(SHR 11時30分開始)
- (3) 午前10時の時点で不通の場合は、臨時休校とする。

ただし、半日日程の日については、午前7時の時点で不通の場合は、臨時休校とする。

*注意事項：

- ①その他の交通機関が不通の場合は、登校できないと学校が認めた者については公欠の扱いとする。
- ②待機又は臨時休業の場合は、連絡がとれるように必ず自宅で待機すること。
- ③登校する場合は、安全に十分注意すること。
- ④非常変災時等について、学校から指示がある場合はそれに従うこと。

2 非常変災時の臨時休業措置について

「暴風警報」と「大雨警報」の両方、又は「大雪警報」のいずれかが千葉県全域、千葉県北西部（印旛・東葛飾地区）に発令された場合について、次のとおりとする。

- (1) 午前7時までに警報が解除された場合は、平常授業とする。
- (2) 午前10時までに警報が解除された場合は、第4限よりの授業とする。
(SHR 11時30分開始)
- (3) 午前10時の時点で警報が解除されない場合は、臨時休校とする。

ただし、半日日程の日については、午前7時の時点で上記警報が発令されている場合は、臨時休校とする。

*注意事項：

- ①待機又は臨時休業の場合は、連絡がとれるように必ず自宅で待機すること。
- ②登校する場合は、安全に十分注意すること。
- ③非常変災時等について、学校から指示がある場合はそれに従うこと。

この規定によって行動し、学校への問い合わせは控えてください。